

# 運営規程

(介護保険)

訪問看護ステーション ルーチェ宇都宮砥上

株式会社 T.S.I

本社所在地: 京都府京都市西京区桂南巽町 75-4

事業所所在地: 栃木県宇都宮市下砥上町1431-4

(事業の目的)

第1条 株式会社 T.S.I が開設する「訪問看護ステーション ルーチェ宇都宮砦上」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態又は要支援状態の利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実地に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

5 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

6 自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

7 訪問看護事業においては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について遵守する。

8 介護予防訪問看護事業においては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション ルーチェ宇都宮砦上
- (2) 所在地 栃木県宇都宮市下砦上町1431-4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションにおける従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる

(2)看護職員 看護師 3名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者または家族に説明を行う。

看護職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、年末年始(12月29日～1月3日)、を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合の額とする。なお、医療保険の場合は、診療報酬の額による。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

実施地域を越えた地点から 10 円/Km

3 死後の処置は 21,000 円とする。

4 キャンセル料は、サービス提供の前日の午後5時30分までに連絡がなかった場合2,000円とする。(急病等、やむを得ない場合は、この限りではありません)

5 複写物の発行は10円/枚とする。

6 前四項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、栃木県宇都宮市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員は、訪問看護または介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医及び利用者の家族や各所関係機関に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第11条 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 事業所は、個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに務める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人及び利用者家族の了解を得るものとする。

#### (秘密保持)

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは利用者との契約終了後も同様とする。

2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨に従業者との誓約書の内容とする。

#### (虐待防止のための措置、人権擁護)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

#### (非常災害対策)

第16条 非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携・協力します。

#### (暴力団員の排除)

第17条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けない。

(その他運営についての留意事項)

第18条 看護職員等の資質向上を図るための研究・研修の機会を設けるとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。

5 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、株式会社 T.S.Iと事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

令和7年4月1日 改定